

福岡県公報

平成21年12月14日
第3051号

目次

告示(第1858号 - 第1877号)

漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁業管理課) 1
指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課) 1
土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) 1
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 5
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 5
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 5
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 6
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 6
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 6
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 6
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 7
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 7
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 7
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 7
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 8
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 8

公 告

建設業の営業の一部停止	(建築指導課) 8
建設業の営業の一部停止	(建築指導課) 9
建設業の営業の一部停止	(建築指導課) 9
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)10
選挙管理委員会		
政治団体の平成20年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)11
雑 報		
危険物取扱者試験の実施	(消防防災課)12

告 示

福岡県告示第1858号

次の加入区について、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻 生 渡

加入区の名 称 浜武加入区

福岡県告示第1859号

次の加入区において平成17年12月福岡県告示第2420号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成21年12月14日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻 生 渡

加入区の名 称 浜武加入区

福岡県告示第1860号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第

57号) 第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻 生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宇土谷(1)	前原市大字高祖 (別紙図面 1 に示す区域のとおり)	土石流
王丸(c)	前原市大字王丸 (別紙図面 2 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
川付(e)	前原市大字川付 (別紙図面 3 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
加布里(a) - 3	前原市大字加布里 (別紙図面 4 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
立屋敷 - 1	前原市大字多久 (別紙図面 5 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
立屋敷 - 2	前原市大字多久 (別紙図面 6 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
多久(a)	前原市大字多久 (別紙図面 7 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
多久(b)	前原市大字多久 (別紙図面 8 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
多久(e)	前原市篠原西 1 丁目 (別紙図面 9 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
美咲が丘 2 丁目	前原市美咲が丘 2 丁目 (別紙図面10に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
荻浦	前原市大字荻浦 (別紙図面11に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
荻浦(a)	前原市大字荻浦 (別紙図面12に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
大浦 - 1	前原市南風台 7 丁目 (別紙図面13に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

大浦 - 2	前原市南風台 6 丁目 (別紙図面14に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
南風台 5 丁目(a)	前原市南風台 5 丁目 (別紙図面15に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
南風台 5 丁目(b)	前原市南風台 5 丁目 (別紙図面16に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
西伏竜 - 1	前原市前原駅南 2 丁目 (別紙図面17に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
西伏竜 - 2	前原市前原駅南 2 丁目 (別紙図面18に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
笹山	前原市前原駅南 2 丁目 (別紙図面19に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
笹山(a)	前原市前原駅南 2 丁目 (別紙図面20に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
笹山(b)	前原市前原駅南 2 丁目 (別紙図面21に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
笹山(d)	前原市前原駅南 2 丁目 (別紙図面22に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
笹山(e)	前原市前原駅南 2 丁目 (別紙図面23に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
前原(a)	前原市前原駅南 2 丁目 (別紙図面24に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
前原(b)	前原市前原駅南 2 丁目 (別紙図面25に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
叶原溜池	前原市前原南 1 丁目及び前原南 2 丁目 (別紙図面26に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
油比 - 1	前原市大字泊 (別紙図面27に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
油比 - 2	前原市大字泊 (別紙図面28に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
油比 - 3	前原市大字泊 (別紙図面29に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
泊 1 区(a)	前原市大字泊 (別紙図面30に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

泊1区(b)	前原市大字泊（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
泊1区(c)	前原市大字泊（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
泊1区(d)-1	前原市大字泊（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
泊1区(d)-2	前原市大字泊（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
泊2区-1	前原市大字泊（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
泊2区-2	前原市大字泊（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から36までは、省略し、その図面を福岡県県土整備部砂防課、福岡県福岡県土整備事務所前原支所及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1861号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県 道	船 越 原 線	前	糸島郡志摩町大字初43番21先から 糸島郡志摩町大字津和崎59番地先まで	7.2 ～ 31.0	278.0
			後	同上	10.2 ～ 31.0	

福岡県告示第1862号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	岩 野 線	前	八女郡黒木町大字田代3289番1先から 八女郡黒木町大字田代3310番1先まで	3.4 ～ 52.0	870.0
			前	同上	8.4 ～ 70.0	
			後	同上	3.4 ～ 52.0	870.0
			後	同上	8.4 ～ 86.0	

福岡県告示第1863号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田 植木線	前	大牟田市大字教楽来582 番1先から 大牟田市大字教楽来943 番2先まで	7.2 ～ 15.0	566.2
			後	同上	7.2 ～ 15.0	566.2
			後	同上	11.0 ～ 59.0	524.2

福岡県告示第1864号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年11月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 はあとスペース

(2) 代表者の氏名

山本 美也子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区土井2丁目39番20 - 203号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、社会応援に関する事業を行い、障害者と健常者が

楽しく暮らせる社会を目指すことを目的とする。

福岡県告示第1865号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年11月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 日本伝統文化継承機構

(2) 代表者の氏名

尾本 元伸

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区渡辺通り1丁目1番1 - 213号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日本国民及び世界に対して、日本伝統文化が現代社会経済に対応するよう将来への創造的文化継承活動を行い、日本伝統文化継承の発展及び地域社会の活性に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1866号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年11月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 しらかわの会

(2) 代表者の氏名

杉本 繁

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市上白川町 1 丁目246番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者及び障害者に対して日常生活の補助・支援を行い、又地域環境の保全及び安全活動の充実と、子どもの健全育成を図り、地域の活性化に寄与し、住み慣れた土地に安心して住み続けられるまちづくりを目的とする。

福岡県告示第1867号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年11月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人日本看護キャリア開発センター

(2) 代表者の氏名

下山 節子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区三宅 1 丁目12番24号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、全国の看護職に対して、キャリア開発支援に関する事業を行い、看護の質の向上を通じた地域住民の健康づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1868号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月3日農林水産省告示第2320号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1869号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年7月17日農林水産省告示第1036号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1870号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月28日農林水産省告示第1734号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1871号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月28日農林水産省告示第1731号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1872号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡黒木町大字大淵字高倉1867の1、1867の3、1877の1、1883の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1873号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡星野村字高松12653の2、12653の7、12653の8、12653の12

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1874号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡星野村字上ノ山3067、字西ノ山3069、3070の1、3070の4、3075の1、3095

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1875号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木寒水字梅河内464の1、449（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1876号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市八幡西区大字畑字古道311

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1877号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字井手浦字向工656の1、字新手668の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成21年12月1日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
ふじ産業株式会社	福岡市西区大字羽根戸664-2	松熊 秀晴	平成19年4月30日 福岡県知事許可（般-19） 第28871号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成21年12月15日から平成21年12月21日までの7日間

4 処分の原因となった事実

ふじ産業株式会社は、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項第2号の規定による特定建設業の許可を受けずに、同法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成21年12月1日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 下川土木	筑後市大字津島1097-1	下川 善弘	平成19年10月2日 福岡県知事許可（般-19） 第12247号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成21年12月15日から平成21年12月29日までの15日間

4 処分の原因となった事実

株式会社下川土木は、平成19年3月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成21年12月1日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
梓建設株式会社	久留米市田主丸町石垣675-1	山本 冠也	平成18年9月8日 平成20年2月14日 福岡県知事許可(般・特-18・19) 第71554号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成21年12月15日から平成22年1月13日までの30日間

4 処分の原因となった事実

梓建設株式会社は、平成19年7月31日及び平成20年7月31日を審査基準日とする経営事項審査において、技術職員名簿に同社に在籍していない技術職員を記載して虚偽の申請を行い、当該申請に基づき得た経営事項審査結果通知書をもって公共工事の発注者に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成21年12月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成21年12月1日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 笹山組	田川市大字伊田409	笹山 勇三	平成17年1月24日 平成17年10月18日 福岡県知事許可(般・特-16・17) 第59893号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成21年12月15日から平成22年1月13日までの30日間

4 処分の原因となった事実

株式会社笹山組は、平成19年8月31日及び平成20年8月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第129号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、香月耕治後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成20年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成21年9月福岡県選挙管理委員会告示第108号）の一部を、次のとおり改める。

平成21年12月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

平成20年分収支報告書の要旨中、香月耕治後援会の項を次のとおり改める。

128 香月耕治後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 香月 耕治
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 指定市議北九州
 報告年月日 平成21年2月16日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	5,063,189円
ア 前年繰越額	213,044円
イ 本年収入額	4,850,145円
(2) 支出総額	4,953,220円
(3) 翌年への繰越額	109,969円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
イ 寄附	4,850,000円
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲）	4,850,000円
a 個人からの寄附	4,350,000円
c 政治団体からの寄附	500,000円
カ その他の収入	145円

一件十万円未満のもの

145円

合計 4,850,145円

[寄附の内訳]

a 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
香月 耕治	3,980,000円	北九州市八幡西区
大城 敬植	200,000円	宗像市
馬越 敏孝	120,000円	北九州市八幡東区
その他	50,000円	
小計	4,350,000円	

c 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
自由民主党福岡県第九選挙区支部	200,000円	北九州市八幡西区
自由民主党福岡県連	200,000円	福岡市博多区
市民連北九州	100,000円	北九州市小倉北区
小計	500,000円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	3,091,025円
(ア) 人件費	259,200円
(イ) 光熱水費	63,169円
(ウ) 備品・消耗品費	266,560円
(エ) 事務所費	2,502,096円
イ 政治活動費	1,862,195円
(ア) 組織活動費	935,675円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	926,520円
b 宣伝事業費	926,520円

合計 4,953,220円

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された危険物取扱者試験について、次のとおり公示する。

平成21年12月14日

財団法人消防試験研究センター 理事長 関口 和重

1 試験種類

甲種、乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類）及び丙種

2 試験地、実施試験会場、実施年月日

試験地	実施試験会場	実施年月日
大牟田	大牟田市大字草木852 大牟田高等学校	平成21年2月21日（日曜日） 午前10時から
北九州	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学	平成22年2月28日（日曜日） 午前10時から
太宰府	太宰府市五条3-11-25 福岡経済大学	
久留米	久留米市御井町1635 久留米大学御井学舎	
飯塚	飯塚市柏の森11-6 近畿大学産業理工学部	
苅田	京都郡苅田町新津1-11-1 西日本工業大学	

3 受験申請期間及び受験申請先

受験申請期間	受験申請先	摘要
平成21年12月16日から 平成22年1月12日まで	福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階 財団法人消防試験研究センター福岡県支部	午前10時から 午後4時まで

郵送は、平成22年1月12日までの消印のあるものに限る。

郵便番号 812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階

財団法人消防試験研究センター福岡県支部

4 受験願書等の配置場所

財団法人消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

5 問い合わせ先

財団法人消防試験研究センター福岡県支部 電話 092-282-2421